

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第95号

いらない靴や陶器を買取る？本当は貴金属が目的かも！？

最近、「いらない靴やお皿はないか。あれば買取りに行く」と電話がかかってきて訪問を了承したら、実は貴金属の買取りが目的で、売るつもりが無かった貴金属を買取りされてしまったという訪問購入の相談が増加しているため、注意が必要です。

【県内事例①】

先日、何度か「不要な陶器を買取る」という電話がかかってきたので、訪問を了承した。業者が来訪したが、陶器をまとめたダンボールには目もくれず、「古くてもよいから貴金属はないか」と言い出した。売れるようなものは無いと答えたが、しつこく言われ続けた。

(80代 女性)

【県内事例②】

訪問買取業者から「古着はないか。新品なら1キロ100円、古着は1キロ10円で買取る」と電話がかかってきたので、用意していた。業者が取りに来たが、「チタンやアクセサリはないか」と言ひだし「ない」と答えると、買取価格が全部で千円に満たない場合は買取しないと、古着の買取を断られた。

(50代 女性)

アドバイス

- 1、 売るつもりのないものについては、きっぱりと断りましょう。また、断っても売るように強く迫ったり、業者が居座って帰らないなどの行為があった場合は、警察に連絡しましょう。
- 2、 買取条件などが明記された書面をもらいましょう。1グラムあたりいくらかで引き取るかなどの買取価格の計算根拠や、買取条件を確認した上で、それらを書面にしてもらい、控えを受け取っておきましょう。
- 3、 買取りに同意した場合でも、クーリング・オフ期間中（書面交付から8日間）は物品の引き渡しを拒むことができます。本当に手放してもよいのか、よく考えましょう。
- 4、 買取りを依頼する時は、相手がどのような業者か確認しましょう。住所や電話番号、古物商許可証等の提示を求め、書き留めておくことも大切です。



©KANAGAWA2013

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999